



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月14日金曜日 第2478号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 469
 土地収用法に基づく事業の認定..... (用地課) ... 470
 土地改良区役員の就退任の届出(3件)..... (東予地方局農村整備課) ... 471
 建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 472
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... (南予地方局農村整備課) ... 472
 道路の区域変更(県道串内子線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 473
 道路の供用開始(県道大洲野村線)..... (") ... 473
 道路の供用開始(県道久万中山線)..... (") ... 473
 医師の指定..... (身体障害者更生相談所) ... 473
 指定医師の所在地の変更..... (") ... 474
 指定医師の辞退の届出..... (") ... 475

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 475
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (") ... 475

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示..... (監査事務局) ... 476

選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員伊予市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表..... (中予地方局地域政策課) ... 476

公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 477
 病院の業務にかかる公金の収納の事務の委託..... (") ... 477

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第716号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年6月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ新居浜郷店
新居浜市郷5丁目58番1 外24筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
福山市南蔵王町6丁目26番7号

- 代表取締役 佐藤 利行
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ハローズ
福山市南蔵王町6丁目26番7号
代表取締役 佐藤 利行
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年1月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,390平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
120台
イ 駐輪場の収容台数
75台
ウ 荷さばき施設の面積
72平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
43.9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

平成25年5月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第717号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成25年6月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 起業者の名称

社会福祉法人恩賜財団済生会

2 事業の種類

社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院駐車場及び進入路整備工事

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市山西町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県松山市山西町地内を起業地とする「社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院駐車場及び進入路整備工事」（以下、「本件事業」という。）である。

本件事業は、社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院（以下、

「済生会松山病院」という。）に係る事業であることから、土地収用法第3条第24号に掲げる「医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

社会福祉法人恩賜財団済生会は、医療法による公的医療機関の指定を受けており、本件事業に要する経費については、同法人の支部組織として済生会松山病院を経営する社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会において、評議員会及び理事会の承認を受け予算計上されていることから、同法人は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

済生会松山病院は、松山西部地域の公的医療機関として、医療供給体制強化のため病床を増床するとともに、医療スタッフ及び医療設備の整備拡充を図ってきた。これに伴い、平成7年度と平成23年度の患者数を比較すると、入院患者は約12%、外来患者は約52%増加し、救急患者も平成12年度から平成23年度までの10年間で約1.6倍に増加しているため、平成24年11月には救急棟を増築して救命救急体制の充実を図ったところである。

しかし、救急棟の増築に伴い、北側駐車場のうち39台分が減少し、駐車可能台数が94台となったことにより、駐車場がほぼ満車となる日が多くなり、進入路に接続している県道では駐車できない車が待機し、渋滞もしばしば起こり得る状況となっている。

さらに、県道からの進入路が一つしかなく、一般車両と緊急車両が同じ進入路を交錯して通行しなければならない状況となっているため、北側駐車場の混雑時には、スムーズな救急患者の受入態勢維持に懸念が生じかねない現況にあり、一般車両が常時使用している現在の進入路とは別に、緊急車両が救急棟へ最短で安全かつスムーズに通行できる進入路を早急に確保する必要があると生じている。

こうした現状に対応するため、車両を利用して来院する外来患者等の利便性及び安全性を向上させ、また緊急車両が一般車両の混雑を避けて救急患者搬送入口まで最短距離で進入できるスペースを確保することを目的として、救急棟への進入路及び駐車場を一体的に整備するものである。

本件事業の施行により、済生会松山病院の医療機能がさらに充実し、松山西部地域の医療水準の向上及び地域に密着した医療供給体制の確立に寄与するものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、緊急車両の通行によるサイレン等の騒音についても、従来から起業者が細心の注意を払い、消防署等関係機関と連携して周辺住民に対して最大限に配慮していることから、周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は

相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業地を含む周辺地域一帯は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されているが、本件事業施行に際しては関係法令を遵守し必要な届出や試掘を実施するとともに、万一埋蔵文化財等が発掘された場合には監督官庁の指示に従い文化財の保護・保全に努めることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

済生会松山病院への外来患者及び救急患者は増加傾向にあり、このままの状態が続けば駐車場及び進入路の混雑を原因とする交通事故の発生や患者の受け入れに支障が生じかねない状況であることから、来院者や近隣住民の通行の安全確保及び確実かつ迅速な救急医療体制を確立するための駐車場及び進入路を早期に整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

松山市役所都市整備部用地課

○愛媛県告示第718号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月14日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 満壽夫	新居浜市萩生491番地
"	土 岐 博 章	新居浜市萩生272番地 - 2
"	飯 尾 博 光	新居浜市萩生713番地 - 2
"	鴨 田 順 一	新居浜市萩生752番地
"	藤 田 平 夫	新居浜市萩生948番地
"	土 岐 博	新居浜市萩生302番地 - 1
"	土 岐 洋 次	新居浜市萩生249番地 - 3
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453番地 - 2
"	守 谷 力 夫	新居浜市萩生495番地
"	松 本 伸 造	新居浜市萩生819番地 - 1
監 事	鴨 田 通	新居浜市萩生666番地
"	土 岐 和 美	新居浜市萩生295番地 - 2
"	守 谷 肇	新居浜市萩生470番地 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 健 剛	新居浜市萩生448番地
"	藤 田 平 夫	新居浜市萩生948番地
"	守 谷 力 夫	新居浜市萩生495番地
"	渡 辺 彰	新居浜市萩生453番地 - 2
"	秋 山 晃 徳	新居浜市萩生793番地
"	飯 尾 一 男	新居浜市萩生821番地 - 1
"	藤 井 博	新居浜市萩生784番地 - 6
"	菅 周 馬	新居浜市萩生354番地 - 5
"	土 岐 若 水	新居浜市萩生250番地 - 1
"	松 田 千 鶴子	新居浜市萩生253番地 - 4
監 事	真 鍋 喜久雄	新居浜市萩生683番地
"	守 谷 肇	新居浜市萩生470番地 - 1
"	渡 邊 健 治	新居浜市萩生632番地 - 9

○愛媛県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市大島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月14日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 達 一	新居浜市大島229 - 1 番地
"	合 田 友 一	新居浜市大島565番地
"	合 田 進 一	新居浜市大島570番地
"	山 本 寛	新居浜市大島甲46番地
"	白 石 盛 美	新居浜市大島134番地
"	内 山 隆 市	新居浜市大島117番地
"	川 上 八重子	新居浜市大島276番地
"	真 鍋 正 士	新居浜市大島460番地

"	後 藤 一 誠	新居浜市大島91番地
監 事	小 山 清	新居浜市大島117 - 1 番地
"	小 西 国 夫	新居浜市大島271番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 達 一	新居浜市大島229 - 1 番地
"	合 田 友 一	新居浜市大島565番地
"	合 田 進 一	新居浜市大島570番地
"	山 本 寛	新居浜市大島甲46番地
"	近 藤 弘	新居浜市大島233 - 2 番地
"	川 上 八重子	新居浜市大島276番地
"	真 鍋 正 士	新居浜市大島460番地
"	白 石 盛 美	新居浜市大島134番地
"	内 山 隆 市	新居浜市大島117番地
"	後 藤 一 誠	新居浜市大島91番地
監 事	小 山 清	新居浜市大島117 - 1 番地
"	小 西 国 夫	新居浜市大島271番地

○愛媛県告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 6月14日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 哲 彰	新居浜市政枝町一丁目10番 2号

○愛媛県告示第721号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 22) 第5274号	平成22年 6月 9日	栄建設	川上 勝	松山市越智 3 - 7 - 17	平成25年 5月 8日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 22) 第11987号	平成22年 7月22日	(有)佐々木建企	佐々木 隆	伊予市下吾川2025 - 5	平成25年 5月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第4259号	平成23年 10月20日	松尾建設(株)	松尾 貞夫	松山市北吉田町345 - 1	平成25年 5月15日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 22) 第15800号	平成22年 9月 5日	フォンテ(株)	松岡 邦男	松山市下伊台町1309 - 10	平成25年 5月17日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第722号

保内町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 6月14日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊 佐 夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 保内町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 保内町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 6月14日から 7月12日まで

八幡浜市役所本所

3 縦覧場所

○愛媛県告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	串内子線	喜多郡内子町内子3849番地先から 同町内子3546番まで	旧	メートル 4 4 ~ 19 8	キロメートル 0 331	
			新	6 2 ~ 25 9	0 331	

○愛媛県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市松尾19番7から 同市松尾17番17まで	平成25年 6月14日

○愛媛県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1485番3から 同町白杵1411番11まで	平成25年 6月14日
"	"	喜多郡内子町白杵1532番2	"

○愛媛県告示第726号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	西予市立宇和病院	越 智 麻 理 絵	西予市宇和町卯之町一丁目246番地1	平成 25年 6月1日
肢 体 不 自 由	内 科	中山クリニック	笹 田 幸 男	伊予市中山町出淵2番耕地28番3	平成 25年 6月1日
心 臓 機 能 障 害	循環器内科	医療法人住友別子病院	末 丸 俊 二	新居浜市王子町3番1号	平成 25年 6月1日

肢体不自由・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	小 児 科	医療法人住友別子病院	牧 野 景	新居浜市王子町3番1号	平成25年6月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立宇和島病院	松 坂 隆 範	宇和島市御殿町1番1号	平成25年6月1日
ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	多 田 靖 弘	今治市喜田村7丁目1番6号	平成25年6月1日
肢体不自由・心臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	池 田 宜 孝	新居浜市南小松原町13番27号	平成25年6月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	循 環 器 内 科	愛媛労災病院	大 宮 俊 秀	新居浜市南小松原町13番27号	平成25年6月1日
心臓・じん臓・呼吸器機能障害	循 環 器 内 科	愛媛労災病院	石 口 博 智	新居浜市南小松原町13番27号	平成25年6月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	八 幡 隆 史	東温市志津川	平成25年6月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 甲 智 規	東温市志津川	平成25年6月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	佐 藤 恵 里 子	東温市志津川	平成25年6月1日
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山 田 耕 治	東温市志津川	平成25年6月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・じん臓・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	伊 藤 誠	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成25年6月1日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人愛寿会西条愛寿会病院	井 上 博 文	西条市福武字蔵尾甲158番地1	平成25年6月1日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人愛寿会西条愛寿会病院	矢 野 守	西条市福武字蔵尾甲158番地1	平成25年6月1日

○愛媛県告示第727号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
乃 万 有 希	西予市立野村病院	西予市野村町野村9-53	西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目24番地1	平成25年4月1日
菊 池 明 夫	西予市国民健康保険高山診療所	西予市明浜町高山甲3956番地	鬼北町国民健康保険愛治診療所	北宇和郡鬼北町大字清水970番地1	平成25年4月1日
大 熊 真 一	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	平成25年4月1日
恩 地 森 一	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村7丁目1番6号	平成25年4月1日
友 澤 尚 文	愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13番27号	財団新居浜病院	新居浜市松原町13番47号	平成25年4月1日
東 浩 司	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成25年4月1日
小 幡 善 保	市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成25年4月1日
岡 本 健 太 郎	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3丁目1番1号	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成25年4月1日
神 賀 代	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分732番地1	平成25年4月1日
扇 喜 真 紀	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分732番地1	平成25年4月1日
扇 喜 智 寛	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分732番地1	平成25年4月1日
田 中 伸 二	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会H I T O病院	四国中央市上分732番地1	平成25年4月1日

佐藤元通	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日
秋田 聡	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日
末廣和長	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日
谷川和史	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日
忽那辰彦	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日
曾我部 周	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日
米田 武史	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日
今川 弘	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分788番地1	社会医療法人石川記念会HI TO病院	四国中央市上分732番地1	平成25年 4月1日

○愛媛県告示第728号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は 診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
心臓機能障害	循環器内科	医療法人住友別子病院	上杉忠久	新居浜市王子町3番1号	平成 25年3月31日
視覚障害	眼科	医療法人住友別子病院	西田雅宏	新居浜市王子町3番1号	平成 25年3月31日
心臓・じん臓機能障害	循環器内科	愛媛労災病院	大野 誠	新居浜市南小松原町13番27号	平成 25年4月25日
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	亀岡一裕	東温市志津川	平成 25年4月30日
肢体不自由・心臓・呼吸器・じん臓・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	社会医療法人同心会西条中央病院	宮内勝敏	西条市朔日市804	平成 25年5月1日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年5月31日	特定非営利活動法人 ウィズキッズ	森本智香	松山市湊町3丁目4番6号	この法人は、少子・高齢化対策の一助に資するため、主に、子どもや子どもを取り巻く大人を対象として、子育て支援に関する講演会、ボランティア養成講座、また、さまざまな体験プログラムなどの活動を通じて、得られる喜びや楽しさを与え、子どもたちがもっている可能性を引き出す子育ての実現を図り、子どもと大人が一緒に楽しんで学べる場をつくり、子どもの健全育成を支援することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月14日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月 3日	特定非営利活動法人 日本さくら交流協会	森 一 哉	松山市姫原3丁目7番46号ライオンズガーデン姫原1111号	この法人は、戦争やテロのない平和な社会を願い、日本国内及び世界各国に桜等の苗木を贈る事業や植樹事業を行うことによって公益に寄与する事を目的とする。

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成25年 6月14日

愛媛県監査委員 岸 新
 同 住 田 省 三
 同 笹 岡 博 之
 同 佐 伯 満 孝

包括外部監査人山邊彰三の監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏名	住所	
松友映明	愛媛県松山市余戸東5丁目17番24-2号	平成25年6月14日から平成26年3月31日まで
小林祐介	兵庫県川西市東畦野山手1丁目2番2号	平成25年6月14日から平成26年3月31日まで
上甲佳苗	広島県広島市東区若草町11番2-516号	平成25年6月14日から平成26年3月31日まで
山本奈緒	愛媛県松山市古三津2丁目7番15号	平成25年6月14日から平成26年3月31日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

平成25年4月14日執行の愛媛県議会議員伊予市選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成25年 6月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年4月14日執行 愛媛県議会議員伊予市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,561,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	大 西 誠	所属党派	自由民主党	期 間
出納責任者氏名	大 西 誠			平成25年3月1日から 平成25年4月19日まで
				第1回分

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党愛媛県支部連合会		200,000円
その他の寄附	0件	0
その他の収入		2,000,000
今 回 計		2,200,000
総 計		2,200,000

支 出

人件費	675,000円
家屋費	45,000
選挙事務所費	45,000
集会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	516,600
広告費	500,650
文具費	36,963
食糧費	173,899
休泊費	0
雑 費	8,820
今 回 計	1,956,932
総 計	1,956,932

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	480,000円

	計	480,000円
--	---	----------

報告書受理年月日	平成 25 年 4 月 26 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	水 口 輝 雄	所属党派	無 所 属	平成25年1月16日から 平成25年4月7日まで 第1回分
出納責任者氏名	水 口 輝 雄			

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費 62,000円
(職業)	家屋費 0
(寄附額) 0円	選挙事務所費 0
	集会会場費 0
	通信費 0
	交通費 0
	印刷費 1,550
	広告費 29,000
	文具費 11,333
	食糧費 0
その他の寄附 0件 0	休泊費 0
その他の収入 109,183	雑 費 5,300
今 回 計 109,183	今 回 計 109,183
総 計 109,183	総 計 109,183

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 25 年 4 月 16 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第7号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年6月14日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
磁気共鳴断層撮影装置の購入(愛媛県立今治病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年5月29日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号(剛堂会館内)	207,375,000円	一般競争入札	平成25年4月16日

○愛媛県公営企業告示第8号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年6月14日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立中央病院の料金の収納の事務（平日の17時から19時、土・日曜日及び祝日の8時30分から17時15分、並びに二次救急当番日における平日の19時から翌日8時30分及び土・日曜日及び祝日の17時15分から翌日8時30分）

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

愛媛ホスピタルパートナーズ株式会社 愛媛県松山市末広町7番地

3 委託期間

平成25年5月4日から平成45年3月31日まで